



東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー833号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ: <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

AA通信

2012年(平成24年)1月1日 第30号

新たな年を迎え、皆さまとの変わらぬご縁に、心より感謝申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2012年 元旦

☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

～ 最近の相談事例から感じること ～

昨年12月中旬に、今年度の税制改正大綱が発表されました。一昨年末から話題となった相続税の基礎控除の圧縮や、税率の改正は盛り込まれませんでした。しかし、年末の消費税改正案(消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げ)に、マイナンバー(国民に共通番号を付ける)制度を前提と併記されていました。相続税改革は、①小規模宅地の特例の厳格化、②基礎控除圧縮や税率改正、③共通番号制度の導入の順で予定されているようですので、2015年迄には基礎控除圧縮や税率改正があると思います。

さて、今回は最近の相談事例から感じたことをお知らせしようと思います。話が脱線しますが、小学生の頃に読んだクイズの本に、こんな問題がありました。「大の酒好きが2人居ます。しかし、徳利の酒が1本と空のグラスが2つしかありません。2人が喧嘩をしないように分けるにはどうしたら良いでしょうか?」という問題です。皆さんもちょっと考えてみてください。(答えは後半に。)

最近の相談事例は、相続税増税も影響してか、子どもが親の相続を心配するケースが多くなりました。但し、法律上の子どもとはいえ、実際は60歳代、言葉を選ばなければ大の大人です。彼らは夜も寝られず自身の将来を悩んでいます。

ひとつの事例は、父が他界後、相談者から見て我がままな母親との同居が5年を経過した長男です。未だ母親の気持ちが判らず悩んでいます。実家を承継したい気持ちから、長男の娘を養子に入れ、任意後見契約も母親と結び将来に備えました。しかし、父親の相続の際に妹とのトラブルがあってから、妹の言動がとても気になります。財産は母親と一緒に住むこの家だけ、妹は母親に遺言を書かせたかもしれない、この家を妹に相続するような内容だったら、自分はどうしたら良いのか。という切実な相談です。

子どもが単独で考える親の相続対策は、残念ながらトラブルの基になることが多いです。なぜなら、親の理解が得られないときは、親が自身の死を悟っておらず「自分が死んだときの話をするなんて…」と子どもに反感を持つことになり、他のきょうだいから見れば「自分だけ多く取ろうとしている」と反感を持たれるからです。前記の事例の場合、解決の実務では母親に遺言を書いて戴くことですが、遺言書が出来た翌日に妹が母親を訪ねれば、同じ悩みは母親が亡くなるまで続いてしまいます。この悩みを長男が単独で解決するには、親の財産を諦める(執着しない)しかありません。しかし、親の面倒を毎日みながら、諦めることは並大抵のことではありません。

もうひとつの事例は、母親からの相談でした。次女が母の私に怒って電話をしてくる。財産を分けるなら、姉と全く同じ金額になるよう、今、不動産(家の土地建物)の価格を決めて、差額を記載して現金で渡すと遺言して欲しいと。本当は、亡くなった主人が一生懸命に築いた家なので、子どもには残して貰いたいと思っている。母娘が共に苦しんでいて、これも切実な相談です。

さて、前段のクイズの答えは「一人がグラスに半分ずつ酒を分け、もう一人が飲む酒(グラス)を選ぶ。」というものでした。人間の欲を考慮すれば優れた答えだと思います。しかしながら、日本の相続財産の多くは不動産が含まれ、均分することが難しいのが現実です。このクイズの2人が兄弟だったとします。新たに親が登場して、兄は酒癖が悪いからこの分量。弟は病気だからこの分量。と、親が理由を言って分けたら、喧嘩にならず分けることが出来るのではないのでしょうか。

母親からの相談事例は、同じ悩みでも母親の愛情が隠れています。母親の愛情があれば解決できるのではないかと思います。先ほどのクイズの発展では、「親の酒だから、親が全部飲む。」との答えがあっても良いと思っています。

☆☆☆ セミナー付き無料相談会の開催について ☆☆☆ (株)アセット・アドバイザーでは、問題事例を含む相続関連のミニセミナーの中から、お客様の個別問題を確認する方法で、無料相談会を実施しています。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。第3水曜日の夜(午後6時以降)と、第3土曜日の日中(午前10時から午後4時迄)実施します。次回は1月18日と21日。ご予約のうえお越し下さい。

